

5. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

(景観法第8条第2項第3号)

大村市は、長い歴史に培われた建造物やまちなみに調和した建造物が多くあります。また、地域のシンボルや目印として市民に親しまれている樹木も多くあります。これらは、良好な景観形成にとって重要な景観資源です。

これらの建造物及び樹木のうち特に景観形成に重要なものについて、景観重要建造物又は景観重要樹木に指定し、現状変更の規制を行い、保存・活用を図っていくものとします。

5－1 景観重要建造物の指定の方針

道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができ、地域住民の共通した認識を得られるもので、以下の指定方針に該当する景観建造物について、景観重要建造物の指定を行います。

なお、文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物については指定対象外となり、県及び市の指定文化財も原則として指定対象外とします。

<指定方針>

- 市民に親しまれ地域のシンボリックな建造物
- 地域の歴史や伝統文化を感じさせることができる建造物
- 優れたデザインを有しており、建築文化としての価値の高い建造物
- 地域の景観形成に取り組む上で重要な場所にある建造物

5－2 景観重要樹木の指定の方針

道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができ、地域住民の共通した認識を得られるもので、以下の指定方針に該当する景観樹木について、景観重要樹木の指定を行います。

なお、文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定された樹木については指定対象外となり、県及び市の指定文化財も原則として指定対象外とします。

<指定方針>

- 市民に親しまれ地域のシンボリックな樹木
- 樹形や規模に特徴があり、良好な景観を形成している樹木
- 歴史的・文化的・学術的な意義がある樹木
- 地域の景観形成に取り組む上で重要な場所にある樹木